

【税制上の優遇措置】

日本赤十字社医療センターを含む、日本赤十字社に対してなされた活動資金のご協力は、税制上の優遇措置が受けられます。

《個人として資金を拠出された場合》

- ・確定申告の際に、寄付金の全額（ただし、上限は寄付者の年間所得額の40%）から2,000円を差し引いた額が寄付者の年間所得総額から控除されます。

《法人として資金を拠出された場合》

- ・通常の寄付金の損金算入限度額とあわせて、別枠で算出した特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額を損金にすることができます。
- ・なお、毎年4月から9月の間は、一定の枠内で寄付金の全額が、法人の事業年度の所得の計算上、法人の寄付金損金算入限度額にかかわらず損金の額に算入されます。

※寄付金損金算入限度額については、法人の資本や所得金額によって異なります。

限度額については税務署や税理士にご確認ください。

また、併せて以下のURLもご確認ください。

日本赤十字社 税制上の優遇措置について

<https://www.jrc.or.jp/contribute/pdf/20231019-8df3c67f1eff9974ab904f7f76319506eecac704.pdf>